

気象警報発令時の対応について

警報が発表された場合の対応は以下のとおりとします。

〇茨木市を含む北大阪に「暴風警報」が発表された
〇茨木市に「レベル4 危険警報（大雨）」または
「レベル5 特別警報（高潮を除く）」が発表された

気象庁 HP



新たな防災気象情報について

上記の場合の対応は、以下のとおりです。

- ① 午前 7時 までに警報が解除された場合 ・ ・ ・ 平常通りの授業
- ② 午前 8時 までに警報が解除された場合 ・ ・ ・ 2限目より授業
- ③ 午前 9時 までに警報が解除された場合 ・ ・ ・ 3限目より授業
- ④ 午前 10時 までに警報が解除された場合 ・ ・ ・ 4限目より授業
- ⑤ 午前 10時現在で警報が解除されていない場合 ・ ・ ・ 臨時休校

- ※ お住まいの地域や通学経路において各種のレベル4危険警報が発表されている等、生徒に登校させるのが危険であると保護者が判断される場合は、上記の基準に依らず、自宅待機等適切に行動してください。その際は、保護者がさくら連絡網でその旨を学校にお知らせいただくとともに、後日、「危険回避のための自宅待機等届出書」を提出してください。
- ※ 暴風警報を除き、レベル3警報では原則として臨時休校及び自宅待機の対象とはなりませんので、十分注意しながら登校してください。
- ※ 鉄道等公共交通機関運休時の対応は生徒手帳に記載のとおりです。
- ※ 時間割に変更がある場合は、さくら連絡網や GoogleClassroom により連絡します。

【参考】各種警報と休校の判断

下表の網掛け斜体で示している箇所の警報が発表されている場合、臨時休校となります。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	暴風
レベル5 特別警報	<i>レベル5 特別警報</i>	<i>レベル5 特別警報</i>	<i>レベル5 特別警報</i>	レベル5 特別警報	<i>特別警報</i>
レベル4 危険警報 (新設)	レベル4 危険警報	<i>レベル4 危険警報</i>	レベル4 危険警報	レベル4 危険警報	—
レベル3 警報	レベル3 警報	レベル3 警報	レベル3 警報	レベル3 警報	<i>警報</i>